



平成21年5月18日

各位

会社名 中部証券金融株式会社  
代表者名 取締役社長 湯本 崇雄  
(コード番号 8513 名証2部)  
問合せ先 常務取締役 村瀬 洋  
TEL (052) 251-1301

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月18日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成21年6月26日開催予定の第76期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日

以 上

(別紙)定款変更の内容

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第7条</b> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><b>第8条</b> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>	<p><b>第7条</b> (現行どおり)</p>
<p><b>第9条</b> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>	<p><b>第8条</b> (現行どおり)</p>
<p><b>2.</b> <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱い規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><b>第10条</b> 当社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p><b>第9条</b> 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p>
<p><b>第11条</b> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p><b>第10条</b> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第12条～第37条</b>（条文省略）</p> <p><b>第38条</b> 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2．配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>3．配当金には利息を付けない。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><b>第11条～第36条</b>（現行どおり）</p> <p><b>第37条</b> 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2．（現行どおり）</p> <p>3．（現行どおり）</p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>第1条</b> <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><b>第2条</b> <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>